

県単独特定疾患治療研究事業の 制度が変わります

改正時期：平成22年10月1日から

兵庫県では現在(22年4月現在)シーハン症候群、クッシング病及び尿崩症を県単独特定疾患としていますが、国の特定疾患治療研究事業の改正をうけ、平成22年10月1日から対象外とします。今後は国の定める特定疾患治療研究事業として申請いただくこととなります。

【改正後の県単独特定疾患】

- ・突発性難聴
- ・ネフローゼ症候群
- ・悪性腎硬化症

国制度と県単独制度の違い

認定要件の「入院中であること」が国の制度にはありません

県単独特定疾患の場合は入院していることが認定要件であり、また、入院期間中のみ公費助成でしたが、国の特定疾患は外来に通院中の方も対象となり、広く公費助成を受けることができます。

有効期間の開始日が変わります

県単独特定疾患の場合は申請日が入院後1ヶ月以内であれば、入院日から開始でしたが、国の特定疾患では申請日から有効期間が開始します。

所得制限が国の制度ではなくなります

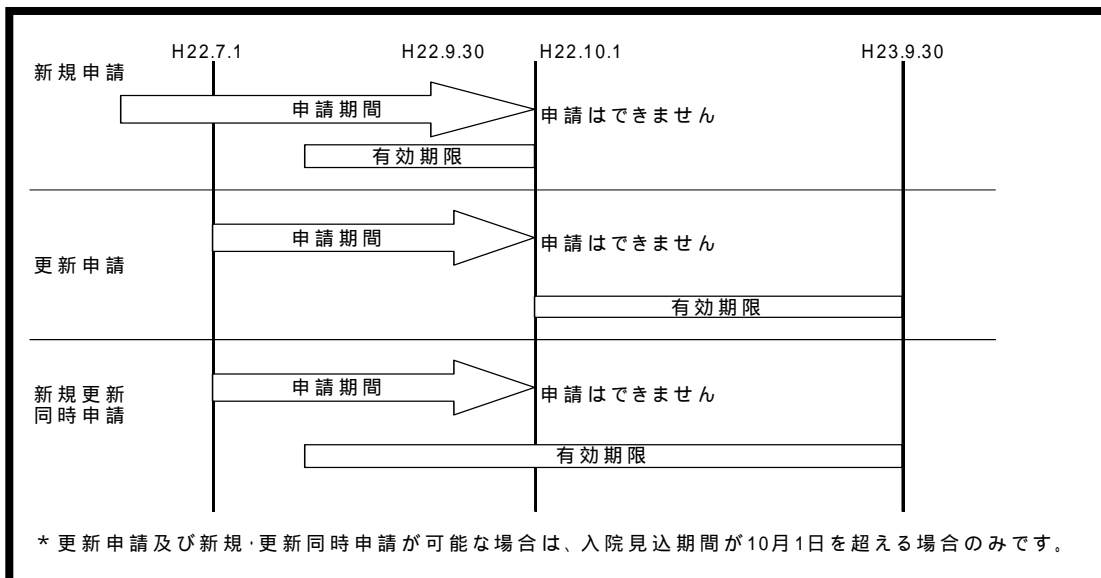
県単独特定疾患の場合は所得制限があり生計中心者の前年(1月1日から6月30日は前々年)の所得税が838,200円以下の方が対象でしたが、国の特定疾患ではこの所得制限はありません。

申請に必要な書類が変わります

国の特定疾患は調査研究事業であるため、診断書(臨床調査個人票という)が調査研究の基礎資料として使用されます。そのことに同意する「同意書」の提出が必要になります。

また、加入医療保険者に高額療養費区分の確認を行うため、関係書類の提出が必要です。

* 申請期間についての留意点



お問い合わせ

兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課難病係(代表電話 078-341-7711)
又は、最寄の健康福祉事務所、保健所、区役所等まで